

第1 趣旨

春日市教育委員会事務事業点検評価（以下「点検評価」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき、教育委員会が、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うことが義務付けられたことに伴い実施するものです。

点検評価は、その報告書を議会に提出するとともに、公表することにより、効果的な教育行政の推進を図り、市民の教育行政に対する理解を深めることを目的とします。

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第2 点検評価の対象及び方法

1 対象

今回の点検評価は、平成20年度の事務事業のうち主要なもの（「平成20年度 EDUCATION KASUGA」に記載）を対象としました。

2 方法

「平成20年度 EDUCATION KASUGA」の体系区分を基に、施策ごとに事務事業の点検及び評価を実施し、その結果から今後の方向性を決めました。